

令和5年9月11日

宇部市議会総務財政委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会総務財政委員会会議録

1 日 時 令和5年9月11日（月）

午前9時56分から午前11時51分まで

2 場 所 第1委員会室

- 3 事 件**
- (1) 議案第74号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件
 - (2) 報 告 公共施設等個別施設計画の進捗状況について
 - (3) 報 告 宇部市地方創生推進協議会の開催状況について
 - (4) 報 告 宇部市史編さん委員会の開催状況について
 - (5) 議案第75号 宇部市総合支所設置条例中一部改正の件

4 出席委員（9名）

委員長	城 美 曜 君	副委員長	青 谷 和 彦 君
委 員	唐 津 正 一 君	委 員	河 崎 運 君
委 員	甲 谷 理 温 君	委 員	重 枝 尚 治 君
委 員	時 田 洋 輔 君	委 員	西 村 享 平 君
委 員	松 岡 伸 一 君		

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第74号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件

総務部

部 長	大 畑 秀 幸 君
次 長	濱 原 貴 宏 君
次 長	岩 崎 勝 君
資産税課長	西 村 昌 隆 君
同償却資産係長	谷 田 真 生 君

産業経済部

部 長	濱 田 修 二 君
-----	-----------

次 長 林 孝 之 君

企業立地推進課長 藤 村 靖 君

同 副 課 長 喜志多 俊 通 君

(2) 報 告 公共施設等個別施設計画の進捗状況について

総務部

部 長 大 畑 秀 幸 君

次 長 濱 原 貴 宏 君

次 長 岩 崎 勝 君

財産管理課長 玉 泉 信 寛 君

同 副 課 長 大 石 宗 孝 君

(3) 報 告 宇部市地方創生推進協議会の開催状況について

総合政策部

部 長 古 林 学 君

次 長 中 村 淳 一 君

次 長 田 中 弓 子 君

政策企画副課長 正 司 優 子 君

同企画係長 久保田 準 一 君

(4) 報 告 宇部市史編さん委員会の開催状況について

総合政策部

部 長 古 林 学 君

次 長 中 村 淳 一 君

次 長 田 中 弓 子 君

教育委員会

学びの森くすのき・

地域文化交流課副課長 石 川 健 君

(5) 議案第 75 号 宇部市総合支所設置条例中一部改正の件

北部総合支所

支 所 長 宗 野 行 展 君

次 長 藤 原 克 規 君

北部地域振興課長 藤 井 幹 人 君

同 副 課 長 植 野 英 樹 君

8 事務局職員出席者

議事総務課長 吉 武 智 子 君

—— 午前9時56分開会 ——

委員長（城美 晓君） 皆さんおはようございます。

早いですが、皆さんお集まりなので委員会を開催したいと思います。

ただいまから総務財政委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君） それで、みなさんにお配りしている日程案の中で7番のその他ですね、こちらについては分科会の後に取り上げたいと思いますので、あらかじめ御了承ください。

はい、では御異議なしと認め、そのように進めたいと思います。

次に傍聴についてですが、現在傍聴はありません。傍聴の申込みがあった場合は随時許可をしてまいります。また、委員会の審査中であっても、入退室可能ということで御了承いただきたいと思います。

委員長（城美 晓君） それではまず、議案第74号地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 総務部です。おはようございます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは議案第74号地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件について御説明いたします。

これは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に関する条例を制定するものでございます。

詳細については、資産税課長に説明させますので、よろしく御審査のほどお願ひ申し上げます。

執行部 それでは議案の説明をいたします。

冒頭で部長のほうが、今回の議案の提案理由、これ省令の一部改正ということで御説明を申し上げましたが、まず、最初に法律のほうから御説明をしていこうと思います。法律については、御手元に配付しております資料、表題が太字で議案第74号となっていますが、よろしいでしょうか。それではこの資料に基づいて説明をしていきます。

まず議案第74号、法律名としては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強

化に関する法律ということで大変長い法律名となっています。そのため以下、略称として、地域未来投資促進法ということで、記載、御説明をしていこうと思います。

それでは見出しのところ、地域未来投資促進法の概要について、これは法律の目的を説明しているところでございます。この法律は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような地域経済牽引事業、この事業の促進を目的とした法律になっています。法律では、その促進のために、地域経済牽引事業を実施する事業者に対して、様々な支援措置が講じられているところでございます。

次に、事業者が支援を受けるまでの流れ、スキームについて御説明をします。表中の図と下の解説、これを御参照いただいたらと思います。まずは①と②、国と県の手続関係になりますけれども、具体的には、国が基本方針を策定して、国が策定をした、その基本方針に基づいて、県と市町が連携・協働して、基本計画を策定し、国と協議の上、同意を得るものになります。続いて③、今度は事業者と、県と国等行政官庁との手続について御説明をします。図では、③の（1）から（4）までになります。この③の（1）から（4）までの手続を踏まえることで、制度上の支援措置、これが受けられるものとなります。それではまず事業者と県の手続関係について御説明をします。③の（1）と③の（2）になります。事業者は、工場等の新設、あと増設などを行う場合に、県の基本計画に沿って、地域経済牽引事業計画、これを策定して県に申請をします。そして、県にこの計画が承認された場合については、支援措置を受けられるようになります。支援措置の内容としましては矢印でアンダーラインを引いてある、例えば、特別融資制度の利用、その他補助事業採択時の加点措置等の支援措置が受けられるようになります。さらに、この県の承認に加えて、国の先進性の確認、これ③の（3）と（4）になりますけれども、この先進性の確認を受けますと1番下の矢印のところになりますけれども、今回、当条例で上程しています税の優遇措置、例えば固定資産税の課税免除だとか、国税の法人税の特例、あとは県税でいうと不動産取得税の課税免除等、こういった税制面での優遇措置が受けられるようになります。ポイントとしては、下の太字で書いておりますけれども、県の承認と国の確認、これを受けることで、事業者は、各種支援制度の活用が可能となる法律の制度というふうに理解をしていただけたらと思います。

次に、2ページ目になります。2ページ目につきましては、今回の条例を制定した提案理由を説明した箇所になります。

まず1番の制定要旨。今回議案の提案理由はとして大きく2つあります。まず（1）、冒頭でも申し上げましたが、省令の一部改正、これによるものになります。二重丸のところを見ていただけですが、今回の省令改正では、課税免除等を実施した自治体に対しての減収補填措置の拡充、これが図られました。下の改正前と改正後の比較の表、こちらのほうでも、網掛けで示しているところになります。主な内容としましては、①、まず減収補填措置、これの適用期

限が延長されました。これまで、令和5年3月31日までであったものが、令和7年3月31日まで、2年間ほど適用期限が延長になりました。さらに②減収補填措置の適用対象が拡充されました。これについては表中の下から3番目のところになりますけれども、財政力指数要件、この引上げがされました。これまで0.67未満であったものが、0.80未満、ここまでは拡充されたものになります。ちなみに宇部市につきましては、0.7から0.71ということで、実はこれまで減収補填措置の対象外ということでありましたけれども、今回の改正によって、新たに本市が適用対象になったものであります。表中をちょっと見ていただきますと、対象事業、表の上のところになりますけれども、ただし、対象事業としては、特に高い付加価値（3億円以上）を創出するものが対象となります。

次、2つ目の提案理由になりますが、（2）になります。本市の産業振興上の必要性からによるものになります。このたびの課税免除等の支援措置、これを講じることで地域経済牽引事業の促進による本市の成長発展の基盤強化の加速化、これを図るためということで、主に2つ、提案理由がございます。参考に、県内他市の条例制定の状況を申し上げますと、13市中、制定済みの自治体が11市ございます。制定予定が、宇部市を含めて2市ということで、ほぼほぼ今年度中にはこの課税免除条例は、県内において全て制定される見込みとなっております。

2番目、主な内容になります。これちょっと抜粋で御説明をしていこうと思います。

議案の3ページ、ここからになりますけれども、まず主な内容の1つ目、（1）、これは課税免除の要件を定めたものでございます。該当箇所としては、第2条第1項及び同条第1項となっています。内容としては、事業者が地域経済牽引事業計画、これを策定して県の承認、そして国からの先進性の確認、これを受けた場合において、3年度間にわたって固定資産税の課税免除を受けることができる旨を規定をしております。

2つ目、（2）になりますけれども、これ該当箇所は第2条第3項、附則の第2条から第4条までとなっております。これ宇部市では、現在、同様の課税免除、不均一課税、そのほか規定をしておりますけれども、そういった条例、制度と、重複適用しないように、適用除外規定を整備しておるものでございます。

その下3番、施行期日でございますけれども、これは公布の日ということになっております。

説明としては以上になります。御審議よろしくお願ひいたします。

委員長（城美 晓君） はい。以上で説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思いますが、皆さん、話す時にマイクを使っていただいていますけれども、このマイクに口をなるべく近づけて話していただかないと、この補聴援助システムに音声がきませんので、申し訳ないのですが、次から皆さん気を付けていただきたいと思います。

それでは質疑はありませんか。

委員（時田 洋輔君） ちょっと幾つかお伺いいたします。

まず、実際に宇部市の地域で事業者から事業計画は出ているのですか。

執行部　　はい。出ています。

委員長（城美　暁　君）　　手を挙げていただけますか。

執行部　　今、県の承認として出ているのが、たしか1件ほどございます。

委員（時田　洋輔　君）　　何件。

執行部　　今、直近でいうと、1件です。

委員（時田　洋輔　君）　　今そういう段階で資料の2ページの大きな1の（2）で、ちなみに地域経済牽引事業ですから、それなりの事業なのだと思いますけれども、その額とかその辺の規模というのは、ちょっと今、その1件については、どれぐらいの規模の事業なのでしょうか。

執行部　　計画自体は、ちょっと、非公表ということになっているのですけれども、計画の内容については、地域の産業、地域経済に波及効果があるものとして、例えば、売上額、これを上げていくとか、あとは地域の雇用、これを確保していくとか、あとは取引額を高めて新たな取引先との取引をしていくとかいった規模的なものは、ちょっと今手元にはございませんけれども、国の確認を受ける際に、あと県の承認を受ける際に、付加価値4,000万円以上というのがございますので、今日それはクリアされている事業ベースというふうに考えていただけたらと。付加価値が4,000万円以上ですね。

委員（時田　洋輔　君）　　1つ提案理由の中で大きな、2ページの大きな1の（1）のところで、特に高い付加価値3億円以上を創出する事業、かつ、財政力指数がというのがあつて、宇部にも補填として4分の1入ってくるとおっしゃいました。3億円以上ということですか、それ、事業が。プラス、今後、絡んでですけれども、（2）のほうで、その促進によって本市の成長発展の基盤強化の加速化と言いますけれども、どんなイメージをされているのかというの、その加速化。それによって、この条例を制定してどういう効果が生まれてくるのかというのを明確にちょっと、国が決めたからというだけではちょっと理解できないのですけれども。

あってもなくてもいいもの、条例をつくってわざわざ制限する必要もないと思いますし、その辺の一連のイメージも、今回の1件も含めてですけれども、お伺いいたします。

委員長（城美　暁　君）　　総務部で大丈夫ですか。

執行部　　この事業者が定める地域経済牽引事業なのですけれども、これ特に特定の事業者にメリットがあるものというものではなくて、あくまでも、この計画を定めることで、宇部市の地域経済、地域産業への波及効果を定めるものになっています。

内容としては、具体的な大きな数字があれば分かりやすいのでしょうかけれども、計画の中身でいうと、例えば、この事業に取り組むことで、雇用、今まで何人だったものを何人増やしていく。待遇改善で待遇をここまで増やしていくとか、地域経済への波及効果を定めた計画になっています。あくまでも今回の課税免除というのは、そういった波及効果、そのための支援措置の1つと

ということで御理解いただけたらと思います。

委 員（時田 洋輔 君） ちょっと質疑とかみ合っていない気もしますけれども、取りあえず置いておいて、あと、大きな2ページの1の（1）の、また補填率のところですが、これは減免しますよね、固定資産税を減免して、これは何でしたか。地方交付税の75%対象になるのですか。

執行部 この減収となった額の4分の1が地方交付税として補填される対象に。

委 員（時田 洋輔 君） 普通、税が入らなかったら4分の3、地方交付税で入るのですけれども、これをやることによって損するということですね。4分の1しか入ってこないということで、確認です。

執行部 課税免除という側面だけで見ると、確かに税収が落ちるのだけれども、やはりさっき言った地域経済牽引事業、これに着目をしていただくとそれを上回るぐらいの波及効果、これを目指すというものになっているので、そういったための支援措置ということで御理解いただけたらと思います。

委 員（時田 洋輔 君） 目指すは国か何かかもしれませんけれども、宇部市としてだからこれをやって、4分の3を捨てて4分の1を取ってそれ以上のだから4分、いや、もしあれだったら、さらに固定資産税とか増えていって、今までの1ではなく1.1になったりとか、もっと言うならば、不交付団体になるかもというところまで出てくるのですけれども、そこは捨てて、この条例を制定して4分の1の補填をとっていくというそれを上回る計画というか、今、波及効果とおっしゃいましたけれども、そこまできちっと見据えてされている条例を提案されているのですか。

執行部 今言われましたその損する制度をとってというような感じで、ちょっと御説明があつたと思うのですけれども、これは、このたびの税制改正によって、新たに、今まで対象ではなかったところ、今まで対象だったところは、先ほど委員が言わされたように、4分の3の補填があるものです。表にも書いてありますように、ただ、このたびは財政力指数を拡大して4分の1……

委 員（時田 洋輔 君） いやいや質疑が違います。そんな話をしているのではないです。

委員長、いいですか。

委員長（城美 晓 君） どうぞ。

委 員（時田 洋輔 君） 留保財源の話をしているのです。100円税金入ってくるのが入ってこなくなったら、地方交付税としてその4分の3、75%、75円入ってくるでしょという。75円入ってくるものを、そもそも捨てて4分の1しか入ってこない、100円中の25円か、50円損していますよと。この50円以上を取り戻せるという計画というか、見通しがあってこれを制定しているのですか。そもそもゼロだから、減免しなければいいですよ、減免しなければ75%入ってくるのですから、75ではなく、100入ってくるわけですから、100円。1

00円入ってこないことによって75円になって、それすら捨てて25円でいいですよという、ただ、25円。だから本当は100円とるのだから75円以上、経済波及効果がないと、そこまであれするのですよという提案なのですよ、今。そうなのですねとお伺いしているのです。

委員長（城美 晓君） 答弁できますか。

執行部 今、時田委員もおっしゃいました税の未収分ですが、4分の3の交付税措置があるというの、税の減免とかですか。

委員（時田 洋輔君） 恐らく減免すると市の勝手で減免するので、4分の3の入ってこないと、交付税措置されないと思うのですよね。いや普通は、だから、100円税金取ったら100円そのままもらえますけれども、100円何かの理由で入らなくなったら、75%は地方交付税で入ってきますよね。単純な計算で。

執行部 そういうことですか。

委員（時田 洋輔君） はい。で、今回は減免するから75%すら、きっと、ゼロにしたらですね、減免したらゼロになって75%すらもらえない。

で、これを、今回の条例にしてちゃんと事業計画とかあれすると、4分の1、25%は補填されるということはそもそも免除しなければ、100%、100円入ってくるわけなのですよね。免除したことによってゼロになってしまいます。その補填をたった25円求める。ただこの条例で、そこ、免除して、どうこうして4分の1欲しいということは、免除しなければもらえる100円を捨てて25円をもらう。残り75円は、この条例制定とかで有利にしてもらってその牽引事業、誘致とかやってもらうことによって75円以上のものが生まれてくるという、そういう計算でないところは成り立たない条例ですね、という話をしているのです。損してまでやることですかと。

執行部 これは地方税法に基づくものではなくて、他法の制度に基づくものなので、時田委員が言われるような、対象にはそもそもならないものなのですよね、これ自体は。既存の地方交付税の対象にはならない。

けれども、今回、条例制定をして、課税免除を定めることで初めて、これが措置されるという。

委員（時田 洋輔君） いやいや違う。話がかみ合わない。

2個ずつ、ではもう1個丁寧に行きます。減免すること、一つずつ丁寧にお伺いしますね。

100円、本当は税金が入ります。入らなくなった場合に、地方交付税ではどれぐらい、計算上、補填されますか、地方交付税として。

いや75%でしょう、75%。はい。75%なのですが、共通の認識だと思います。

今回は100円税金がもともと入ってきます。このまま減免しなければ、ということですよね。減免しなければ入ってきます。でも、減免することによって、こういう事業を進めてもらいたい。さらに成長発展して、宇都市でもいろいろな効果が出てくる。では、100円を捨てます。でも捨ててしましましたが、今回の条例を出すと、25円は補助としてもらえますよという話で

すよね。ただ捨てなければ100円入るのですよという、75円損していますね。

委員長（城美 晓君） 時田委員、そこで1回切りましょうか。

75円損していますねという話が正しいかどうか。

執行部 これが、これ自体は、減免、地方交付税対象外、75%の対象外。

委員（時田 洋輔君） いやいや、違う、一般的に。そこはもう、ずれています。

一般的に減免しなければ固定資産税でもらえるのでしょ、これ。これというかこの会社が事業、どこかで建物を建てて何かするのに、固定資産税は入ってくるのでしょ。それを減免しようと話しているのでしょうか、今。この条例というか、法か分からないですけれども。その多分ずれがあるという。そうではないという話ですか——合っていますね。そういうことです。では、そういうことです。

それを建物があって、土地とかもあって、そして機械もあって、その機械が動くのか分からないけれども、固定資産税が入ってきますと。それを減免したいけれども、という。

減免しなければ100円入ってきます。免除したらゼロ円になります。そこは今、共通認識でした。ゼロ円にしました。普通なら、いろいろな建物がなくなったりして固定資産税とかが入ってこなくて、100円が取れなくなったとしても75円は地方交付税で、補填というか交付税措置というか、入ってきますよね。そこの2点目の確認です。

税金が入ってこなくなったら75%、地方交付税で、いわゆる税金100円入ってきましたら25%は留保財源というものですけれども、ですよね。

執行部 まずこの減免をすることで、ずっとこれが課税免除になるというわけではございません。あくまで3年間です。先ほど課長のほうが説明いたしましたけれども、そもそもこの事業計画をやることによって、5年間で付加価値増加分、これが4,000万円を上回るというのが条件です。

この高い付加価値、この付加価値というのは何かというと、いわゆる営業利益と、それから給与の総額、それから租税公課。税金と、それから職員の給与、企業の利益、そういったものが高い付加価値、要は増えるという前提でこの計画が認められております。

本市の場合、先ほどこの説明もありましたけれども、特に高い付加価値、いわゆる先ほど申しました、利益、それから給与、租税公課が3億円以上というものが対象になっております。あくまで、そういったもの、そういった投資を誘引するための制度でございます。

これがもしなければ、その企業の方がこういった高い付加価値の高いような事業に投資をされるかどうかあるいは、宇都宮市とそういった税制を持っているところとどちらでそういう投資をしようかという判断をされるときに、やはりこれは宇都宮市としてはあったほうが、未来の市内の利益につながるというふうに考えていて、このたびのこの提案をしたものでございます。

以上でございます。

委 員 (時田 洋輔 君) 明確にお答えされないのでもういいですけれども。減額するのは勝手なのですよね。この条例を定めようが定めまいが、勝手なのですよ。でしょ、減額するのは、免除減額するのは。それは成り立たないです、今おっしゃっているのは。

でももう繰り返しになるのでいいです。

以上、ちゃんと明確に答弁できないということを確認して質疑を終わります。

委員長 (城美 曜 君) はい。執行部。よろしいですか。答弁したいのであれば。

はい。部長どうぞ。

執行部 はい。今、時田委員の御質問にお答えするものではありませんが、本市の制度をちょっと、御理解いただく上で、御説明させていただけたらと思います。

本市では既に、予算とも、制度等も御承認いただいている設置奨励金の制度がございます。

設置奨励金というのは、事業者が事業所の操業を開始した日以降3年間において固定資産税の相当額を免除するものでございます。

既に宇都市としてはそういう制度を設けて、企業誘致の優位性を保って、企業に向けて、誘致のアプローチをしているところでございますが、これに関して言うと、今、このたびの税の免除と、かかっている費用としては同じでございます。

ですから、宇都市としては先ほど13市中11市はもう既にこういう制度を設けているよと言って、遅く、後発ではございますけれども、これによって宇都市として宇都市の企業が損をしたものはございません。

ただ、補助金の場合は、1回税金を払ってもらって、後で相当額の補助金を支払うというものでございますけれども、このたびの制度は、税金 자체を減額免除するというところですので、最初の資金繰りから、企業にとっては有利なものだとこちらのほうとしては考えておりますので、企業誘致に、他市に遅れることなく、優位性を保ったまま進める上では今回の条例は必要なものだと考えて、既に、同様の額を補填する制度はありますけれども、改めて、この税の制度を、上程したものでございます。ちょっと補足説明という形で説明させていただきました。

以上です。

委 員 (西村 享平 君) はい。ちょっと聞き逃した部分があるのかなとは思ったので。

説明していたら申し訳ないのですけれども、先ほど時田議員が何か、その申請1社、1社でよかったです。

執行部 1社でございます。

委 員 (西村 享平 君) 1社は新規という認識でよかったです。それとも、今事業されていて、そういう何かいろいろなことを使って新たにこの条例に塗り替えるという、それとも新規で来られる、どちらになりますか。

執行部 新規の事業者ではございません。新たに例えば誘致の関係でこちらにいらっしゃって、

宇都市で事業開始するというような事業者ではございません。現状、もう既に、宇都市のほうで企業活動されている企業が、この今回の県の承認を受けられたということでございます。その企業が1社ということでございます。

以上です。

委 員（西村 享平 君） はい。ありがとうございます。

今新たに新規ではないということなのですけれども、ということは、誘致目的のためとさつきこうおっしゃっていたとは思うのですけれども、それ以外でも使える。今、例えば、ずっと事業されていて、こういう——すみません、何ですかね、成長発展の基盤強化に関するところで何かこう、審査というかその対象に入っていれば、どなたの企業でも、今事業している方が、できるということでおいいのですか。

執行部 県への計画承認、申請承認とか、国への確認等については、これは基本的には事業計画、牽引事業計画、これに沿って、定められる事業者であれば、特に制限はない、どういった事業者でも対象になっています。

委 員（西村 享平 君） ありがとうございます。

この条例に、この地域未来投資の概要、概要ですかね、今、1社というのですけれども、ほかの、これを導入の予定とか、申請の予定をされているという、今のところ何社ぐらい検討されているとかという情報は持ってらっしゃらないのですか。

執行部 企業立地推進課です。

まず、新規の1件は県から情報は頂いておるのですが、この計画をしておられる企業の話については今のところ把握しておりません。

以上です。

委 員（重枝 尚治 君） はい。再確認のような形になりますけれども、さっき時田委員からの話があつて、交付税の減収措置は、従来からあつて、こういう言い方はいいか分かりませんけれども、時田委員が言わっていたのはもともとある制度の話。大きな減収があったり、何か大きな災害があったりとか、そういうときに、4分の3補助があるというような話。

今回この条例の分は、本来なら3年間固定資産税を免除するので、その分マイナス。ただ、将来的に、高い付加価値、市長がよく言う成長産業の誘致につながるという話なのですね。

で、3年間は減収になるけれども、そのあとその回収ができる。

そういう高い付加価値を持っているわけですから、かなり地域に新しく成長する産業をやるわけですから、先ほどから言われるように雇用とか、逆に会社も大きくなってくれば今度は税収が、その分入ってくるわけですから、それはそれで理解できるのですけれども、交付税の話は、本来こういうものをやれば、固定資産税減免となるのですけれども、さっき言わされた宇都市が、財政力指数が0.7から0.71、本来であれば、その補填はなかったのですけれども、財政力指数

要件の部分で、0.67から0.80未満にすることによって、少しですけれども4分の1は、国の補填があるよという理解でよろしいのですか。

執行部 はい。お答えします。

重枝委員、おっしゃったとおりなのですが、ただ、その表の右の上に記載がございますけれども、特に高い付加価値、これが3億円以上という、その要件が出たときに初めてその4分の1の普通交付税の措置が行われるというものでございます。

先ほど答弁いたしました1社についてはまた計画が詳細に私も把握出来ておりませんけれども、この1社の減免は行いますが、そこの1社のほうが、このいわゆる付加価値が3億円以上の計画を出されているかどうか、これで、交付税が出るかどうか、正直そこで決まるということになります。そこ、申し訳ありませんが、今、把握ができておりません。

以上でございます。

委 員（重枝 尚治 君） はい。分かりました。

さっき話があったように今、もともとある既存の会社がこれにのっとって、そうやって新しい成長産業、付加価値のあるものをやろうとする動きがあると。それはいいことなのですけれども、これはこういう制度ができる初めて、その事業者なんかはこういう制度ができたのだったら自分たちもやってみようかというのを期待しているのか。実際に、国のはうからおりてきた話ですから、既にそういう情報を得て、準備をされている方もあるのか。

ただ、あくまでもこれ、条例ができないと実際に動き出しができないので、その辺の兼ね合いはどうなのですか。企業さんの動きというのは。

執行部 はい。お答えします。

先ほど、この条例の制定、県内の状況につきましては既に11市が制定しておるというところがございまして、これと同じような先ほど産業経済部長のはうの答弁もございましたけれども、同じ補助金制度を持っております。

ただ、この補助金制度というのは、例えば固定資産税でございますので、一旦企業側が払ったものを、補助するということになりますので、企業側からすると一旦その固定資産税分のお金を当然準備しないといけないということになりますで、今回の条例のはうになりますと課税 자체を免除しますので、そこで資金繰りの面で非常に有利になってくるというところがありますので、このあたりが、企業誘致をする場合におきまして、県内他市にこういうのが整備されているということになりますと、やはり少し、企業側のはうに誘致に対して、宇都市側のはうとして少し条件的によくない、不利だなというところがございましたので、直接的な企業誘致につながるかどうか分かりませんけれども、やはり県内他市と同じ、そういった企業誘致に対する税制措置をやっているということを市として出していくべきであろうというところでございます。

以上でございます。

委員長（城美 晓君） はい。他にありますか。よろしいですか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

委員（時田 洋輔君） 反対の立場で討論します。

まず、そもそも国が地域の中核企業を指定して地域経済牽引事業として予算、税制、金融、規制緩和など集中的に支援していくとする地域未来投資促進法が制定されました。

今の答弁でも宇部市では1社が、それによって牽引事業の事業計画がなされているということですが、この事業者には集中的に今言いましたのような特別の支援が行われます。具体的には言いませんが。

いずれにしろこの制度は圧倒的多数の地域中小企業や小規模事業者、宇部市を支えているようなそういう事業者を蚊帳の外において、一握りのいわゆる稼ぐ力のある中核企業のみに特権的な支援をする制度であって、地域の均衡ある発展やこれまで大切にしてきた産業集積の重要性も投げ捨てられ、新たな格差を生み出す可能性があります。

それを促進するような本条例案については、賛成することができないということで、皆様の反対への賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

委員長（城美 晓君） はい。他にありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第74号地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

はい、賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(2) 公共施設等個別施設計画の進捗状況について、執行部から報告があった。

(3) 宇部市地方創生推進協議会の開催状況について、執行部から報告があった。

(4) 宇部市史編さん委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

委員長（城美 晓 君） 次にまいりたいと思います。

議案第75号宇部市総合支所設置条例中一部改正の件を議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

執行部 はい、北部総合支所です。

議案第75号宇部市総合支所設置条例中一部改正の件についてです。これは北部総合支所が宇部市楠総合センターへ移転することに伴い、所要の整備を行うものです。

詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

執行部 それでは議案第75号宇部市総合支所設置条例中一部改正の件について御説明いたします。

楠庁舎については、昭和38年に旧楠町役場の庁舎として整備され、平成16年の宇部市との合併後は、北部総合支所の庁舎として利用されてきました。一方で、建造から60年が経過し、施設の老朽化が進み、耐震性もないことから、宇部市公共施設等個別計画に基づき、楠総合センターへの機能移転に向け、これまで準備を進めてきました。

このたび、楠総合センターの事務室の改修等、機能移転に伴う所要の整備が整ったことから、北部総合支所を楠庁舎から楠総合センターに移転することとし、これに伴いまして、宇部市総合支所設置条例第2条第2号位置について、東畠田365番地1を野田442番地11に改めるものです。なお、楠庁舎と楠総合センターの位置関係につきましては、資料を添付しておりますので、御確認くださるようお願ひいたします。

また、移転日につきましては、現在のところ、11月6日を予定しておりますが、不測の事態に備え、本条例の施行日は公布の日から2か月を超えない範囲としています。

以上で説明を終わります。審議のほどお願ひいたします。

委員長（城美 晓 君） はい。以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委 員（重枝 尚治 君） 地元なのでちょっと気になるところを確認させていただきます。

まず駐車場ですね、新しいところの。来庁者用の駐車場というのは、どの辺を考えていらっしゃいますか。

執行部 はい。来庁者駐車場、総合センターの正面に約20台程度停めるスペースがあります。裏側に約90台程度停めるスペースもありますので、これらを合計して約100台から120台程度の車を停めるというふうにしております。

以上です。

委 員（重枝 尚治 君） 今度、この集約をして地籍調査課とかも皆入ると聞いているのですけれども、ここで業務される職員さんは何名になるのですか。

執行部 はい。今回移転する職員に関しまして、北部総合支所と併せて、地籍調査課、道路整備課、それと農林整備課、合わせて43名となっております。

このうち会計年度職員を含めて43名という状況です。

以上です。

委 員（重枝 尚治 君） はい。それで結局、駐車場は今ここに示してある、総合センターの絵でPのところが90台。それで、総合センターの前のほうに20台あるのですけれども、職員も当然停めるスペースが要るし、実際に今度この総合センターのほうは玄関の出入口というのはここ写真が写っているここを中心に来庁者の方が出られると思うのです。ただ、裏のほうからの出入口もありますけれども、当然やはり正面を優先して御案内すると思うのです。

そうするときに、どこに来庁者用の駐車場が要るか、そしてあわせてこれ図が入っていますけれども、今の障害者用のスペースであったりとか、あるいは、総合センターの中に合築してある商工会の関係ですね。その辺があるので、来られた方が、その空いているところに適当に停めるというのではなくて、利便性とかいろいろなことを考えて、やはり区分けをきっちり、優先して案内をする。そういう作業が必要だと思うのですけれども、その辺はできていますか。

執行部 はい、職員の駐車場につきましては、原則的には裏側の決められた区画を現在、予定しております。来庁者に関しましては正面を考えておりますが、より明確に分かるような、目印とか、看板等を立てていきたいというふうに思っております。

以上です。

委 員（重枝 尚治 君） ゼひね、それをやってもらわないと。今までの旧施設のような中で使っていた認識というか、動きがあるので、やはりこういうふうにきっちり変わったら、少しそういう誘導をするような形も配慮してもらわないと。横の奥のほうに停めてまた前に回ってきたって、必ず利用者のほうから苦情が出るので、できるだけ前もってそうやって先んじて、そういう準備をするということをぜひお願ひしたいと思います。

それから、もう1点気づきなのですけれども、昨日ちょっと用事があつて商工会のほうに行つてみたのですけれども、本体工事の関係で長らくの関係もあるかもしれませんけれども、周りの植え込みの雑草がすごいのですよ。この総合センターの建物。

これ、今映っているところ以外に、裏側のほうにも植え込みがありますけれども、雑草がすごく生えていますので、リニューアルしてオープンするので、その辺も合わせて、一応移転日は11月の6日ですか。それに合わせて、そういう環境整備をされないと。わざわざ雑草だらけの花壇を見せる必要はないですから、ちょっとその辺も合わせてよろしくお願ひします。

以上です。

執行部 11月6日オープンを予定しておりますが、それまでには周辺整備も合わせて、先ほど議員がおっしゃられた雑草の整備も含めてですね、清掃をしていくというふうにしております

ので、ありがとうございます。

委 員（重枝 尚治 君） 大丈夫です。考えておるということで。

委 員（河崎 運 君） ちょっと関連してお聞きしますが、私もありこの、改裝というか、移転に関する内容について、よく存じてなかつたので確認します。

2階のルネッサンスホールというのがありましたよね、観覧できるような場所。あと手前の商工会とか、ここに料金は安く、調理室という形で書いてあるので、そこはそのまま使われるのかなとは思います。楠社会福祉協議会は出て行かれたと。楠社会福祉協議会は残っているのですかね。

それらも含めて、この館内、どういうところに移転をされるのかというところが、いま一度、知らない者に教えていただければと思って。

執行部 はい。主に移転先としましては1階を考えております。1階に入りまして左側が行政部分で右側が楠社会福祉協議会、福祉相談窓口、その他子育てサークル、こういったものの組織を入れる予定としております。

以上です。

委 員（河崎 運 君） 図面がないと分からぬけれども、今まで楠社会福祉協議会がおられたところは行政の区画になって、右側のほうの一部に楠社会福祉協議会が移られる、というふうなことですね。2階がどうかとか、今の楠社会福祉協議会がおられた正面のところがどの程度行政が入られるかとか、分かりますか。

執行部 はい。すみません、お手元にある図面ございますので、今からちょっとコピーをとつてもらうということでおろしいでしょうか。

委員長（城美 晓 君） はい。

暫時休憩します。

―― 午前11時41分休憩 ――

―― 午前11時44分再開 ――

委員長（城美 晓 君） はい、お手元に資料行きましたでしょうか。大丈夫ですかね。

はい、では委員会を再開いたします。

執行部、資料を基に説明お願い出来ますか。

執行部 はい。それでは今お配りしました資料に基づいて、レイアウトに関して御説明をいたします。

まず行政部分なのですけれども、図の左上、ここが道路整備課の部屋になります。その右隣に、145.8平米。ここに、農林整備課と北部地域振興課の支援チーム、北部地域振興課の一部がここに入れます。その右隣、もともと、社会福祉相談窓口でありましたところに、北部地域振興課が入る予定です。それで、その真下になりますけれども、市民生活課、ここが住民票等発行す

る窓口の担当課が、その入り口を入ってすぐ右側になるのですが、そこに入る予定となっております。隣接して、図の中では、下側になるのですけれども、地籍調査課が入る予定です。下が調理室になっておりますが、その向かい側ですが、ここに子育てサークル、現在、楠庁舎2階にあります、子育てサークルをここに移転するというふうにしております。子育てサークルの上なのですけれども、ここは、福祉なんでも相談窓口の扶老会が入る予定となっております。その上なのですけれども、検査室・準備室というふうに書いてあるところがあると思うのですけれども、そこに楠社会福祉協議会が入る予定と。今、このレイアウトで現在各組織と調整を進めているところです。

以上です。

委員（河崎 運君） 2階が分からぬ。

委員長（城美 晓君） 2階について説明できますか。

執行部 はい。2階に関しましては楠総合センターの貸館部分となっておりまして、主にルネッサンスホール、会議室がそのまま残っている状態です。特に、こちらに関しては、行政の組織が入る予定としてはありません。

以上です。

委員長（城美 晓君） はい。よろしいですか。

はい。せっかくだから。貸館のほうの受付というのはこれ、市のほうでやられるのですか。

執行部 はい。貸館の業務に関しましては、市の北部地域振興課で行う予定としております。

以上です。

委員（西村 享平君） 総合支所から総合センターに移転するということで、移転先の、現楠総合センターの残りの耐用年数だったりとか、あと移動したけれども、やはり、何か問題見つかりましたではあれかなと思うのですけれども、移動後、何年とかという、未来予想でいいのですけれども、残りの耐用年数とかというのは何かありますか。

執行部 楠総合センターにつきましては、平成3年、1991年に建造されております。耐震性もありますし、耐用年数が一応50年とされておりますので、残存耐用年数としましては、約18年残っているという状況です。このため、建物の性能としては、良いというふうに評価をいただいております。

以上です。

委員（甲谷 理温君） 現在の庁舎は解体なのですけれども、その跡地は駐車場整備とか、売却とか、その他予定が決まっているのかなと。

執行部 はい。現庁舎に関しましては、令和7年度に解体をする予定としております。

当面は、更地として、地元船木地区の祭りやイベント、催しに活用するという方向で、なろうかと思いますが、将来的な活用に関しましては、現在、船木の自治会等団体と話を進めております

ので、引き続き協議を進めていくという状況です。

以上です。

委員長(城美 晓君) よろしいですか。はい。

ほかにありますか。よろしいですか。はい。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なしと認めます。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第75号字部市総合支所設置条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

はい。全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長(城美 晓君) 以上で、本委員会に付託されました議案等の審査を終わりました。

次ですが、先ほど話しましたが、その他の事項ということになるのですが、ここで一旦委員会を休憩しまして、時間があれば分科会に行こうかなと思っていたのですが、この時間ですので、ここでもう休憩しまして、お昼一番から分科会ということでやらせていただけたらと思います。

では、委員会を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

―― 午前11時51分閉会 ――

令和5年9月11日

総務財政委員会委員長 城 美 晓